

令和7年度 検認事務被扶養者申立書

所属所事務担当者
確認印または署名欄

※任意継続組合員押印等不要

所属所記入欄※任意継続組合員の方は記入不要

所属 コード (4桁)		所属所名
		所属電話番号() -

組合員記入欄※記入及び✓チェックをしてください

組合員等番号➡ (ふりがな)		被扶養者氏名	続柄 ()
組合員氏名	被扶養者生年月日 ^S 年 月 日 年齢 (才)		
※任意継続組合員の方のみ ➡ 連絡先電話番号 () -			
公立学校共済組合神奈川支部長 様			
(ふりがな)			
私は、次の被扶養者(続柄) (被扶養者氏名) について、次の1から3のとおり事実 に相違ないことを申し立て、裏面に記載の書類を提出します。なお、将来において事実と異なった場合は、速やかに申告 することを誓約します。			
令和7年	月	日	組合員氏名(署名)

1 被扶養者の扶養状況

(1)	扶養手当が支給されない理由 ☐ 組合員が再任用職員及び会計年度任用職員等であるため ☐ 組合員が任意継続組合員であるため ☐ 被扶養者が22歳の年度末を経過しているため ☐ 被扶養者が19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く。)または60歳以上で、年収が130万円以上であるため ☐ その他、具体的に記入してください。()
(2)	今後の扶養継続の見通しについて、必ず記入してください。未記入の場合は、再度提出をお願いします。 ☐ 就職などにより勤務先の健康保険の被保険者または組合員となるまで扶養を継続する ☐ 年収が130万円(19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く。)の者は150万円、60歳以上等の年金受給者は180万円)未満(無収入を含む)である間は、扶養を継続する ☐ その他、具体的に記入してください。()

2 被扶養者の住所・扶養義務者について

(1)	組合員と被扶養者は	☐ 居所が同じ ☐ 居所が別 ➡ ☐ 送金している 月額 円 年額 円 ※ 組合員の送金額は、被扶養者の総収入額の1/3以上必要 ☐ 送金していない(理由)
(2)	被扶養者の居住は	☐ 国内 ☐ 海外 ➡ ☐ 留学 ☐ 就労 ☐ その他()
(3)	被扶養者の住民票は	☐ 国内 ☐ 国内にない ➡ ☐ 留学 ☐ 就労 ☐ その他()
(4)	組合員以外の扶養義務者は (検認対象者が配偶者の場合、回答不要)	☐ 組合員以外の扶養義務者はいない ☐ 組合員以外の扶養義務者がいる ➡ 他の扶養義務者が扶養しない理由 ()

【裏面に続く】

組合員記入欄※記入及び✓チェックをしてください

3 被扶養者の収入状況（令和6年11月（または認定日）から令和7年10月までの収入）

※ 該当する全ての項目に☑してください。

- ☐ 勤労（パート・アルバイト等）による収入がある、あった（月額 約 円）
勤労による収入（支払い）があった月に、○を付けてください。
令和6年 11月・12月
令和7年 1月・2月・3月・4月・5月・6月・7月・8月・9月・10月
- ☐ 年金（厚生年金、共済年金、国民年金、企業年金、個人年金、積立年金等）を受給している（年額 円）
- ☐ 障害年金を受給している（年額 円）
- ☐ 遺族年金を受給している（年額 円）
- ☐ 傷病手当金、育児休業手当金を受給している、いた（期間 年 月 日～ 年 月 日 日額 円）
- ☐ 雇用保険（失業給付）を受給している、いた（日額 円）
- ☐ 事業、資産、不動産、株、証券、配当金、奨励金、給付金等の収入がある、あった（収入額 円）
- ☐ その他の収入がある、あった（収入の種類と金額を記入）
- ☐ 無収入である

添付書類

○ 全員提出が必須

- 被扶養者の「令和7年度（令和6年分）市区町村発行の（所得）課税（非課税）証明書」原本（収入欄が記入されているもの）

※ 申立日から3か月以内に発行されたもの

※ 海外在住で証明書の発行がされない場合は、表面2(2)にその旨を記入し、令和7年1月1日に国内に居住していなかったことがわかる書類（住民票の除票の写しの原本、入出国日等がわかる書類の写し（パスポート等））を提出してください。

○ 被扶養者が次に該当する場合に提出

（1）同居が認定要件の被扶養者（配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 **以外**の被扶養者）

- 「世帯全員の住民票の写し※（続柄の記載があるもの）」の原本または「住民票記載事項証明書（続柄の記載があるもの）」の原本

※「住民票の写し」とは、市区町村へ請求し発行された証明書を指します。発行された証明書のコピーではありません。

※ 申立日から3か月以内に発行されたもの

※ 配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫は、添付不要です。

（2）被扶養者に収入がある場合

該当する全てのチェック欄に☑し、収入を確認する書類を添付してください。

現在は無収入であっても、令和6年11月（または認定日）から令和7年10月までに収入があった場合は、該当する①～④に☑し、収入を確認する書類を添付してください。

チ ェ ッ ク 欄	令和6年11月（または認定日）から 令和7年10月までの収入状況	収入を確認する書類 （状況に応じて、下記以外の書類を提出していただく場合があります。）
☐	①年金、恩給による収入 老齢、厚生、共済、基礎、企業、障害、遺族、個人、積立、年金生活者支援給付金等全ての年金	次のいずれか ・令和7年度の年金決定・改定通知書、年金証書等の写し ・最新の支払（振込）通知の写し ※ 源泉徴収票および通帳の写しは不可
☐	②勤労等による収入 ※期間中に退職している場合も提出 パート、アルバイト、日々雇用、謝礼、報酬、奨励金、ボランティア収入等全ての収入	次のいずれか ・令和6年11月（または認定日）から令和7年10月までに支給された給与明細書（手書きの加筆・修正不可）の写し ・給与等支払証明書（別紙5）原本 ※ 源泉徴収票および通帳の写しは不可 ※ 給与等の総支給額の合計が原則月額108,334円未満（ただし、19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は、令和7年10月分以降給与等の総支給額の合計が原則月額125,000円未満） ※ 60歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて原則月額150,000円未満
☐	③雇用保険（失業給付）による収入	・雇用保険受給資格者証の写し （日額、支給開始日がわかるページ 第1面、第3面、第4面） ※ 日額3,612円未満（ただし、19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は、令和7年10月分以降日額4,167円未満） ※ 60歳以上の者、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、年金額を含めて日額5,000円未満
☐	④事業、不動産、株等の配当、利子等の収入 その他の収入	・確定申告書と収支内訳書等の写し（令和7年（令和6年分）申告） ・損益計算書等内訳が確認できるものの写し ・株等の1年間の取引結果が確認できるものの写し ・その他の収入がわかるものの写し ※必要経費と認められないものについては、【検認対象の組合員の皆様へ】（別紙2）の【被扶養者の収入確認に必要な書類】欄を参照

記入・✓・添付書類の漏れがないか、再度確認のうえ、提出してください。